

# 養育里親認定アセスメントに関する一考察

## On The Current Assessment System to Accredit Foster Carer

酒井 流美\*

近年の社会的養護において、養育里親に被虐待児など困難な問題を抱えた子ども達を養育する専門家としての役割を求める傾向にあるが、その一方で、年齢や経済状況・家屋条件を満たせば、簡単な周辺調査によって、ほとんどの申請者が「養育里親」として認定される。このような現状を踏まえて、本稿では、社会から寄せられる非常に過酷な役割を養育里親が担っていくためには、認定の段階を里親資源育成段階としてとらえると同時に、明確な認定項目の枠組を用いて、適性を問う発想が必要であることを提案し、その重要性を検討することを試みた。そこで、25自治体の中央児童相談所を対象に調査を実施し、認定の現状の一端を明らかにした。また、イギリスの里親認定アセスメントにおけるコンピテンシーアプローチと比較しつつ、今後わが国における養育里親認定アセスメントのあり方を問い、検討すべき課題を提示した。

### はじめに

1947年の児童福祉法により、わが国の里親制度は出発し、その後細かな修正を加えながらも大幅な見直し、改善が行われることなく半世紀が過ぎた。この間、里親制度の実情は様々に変化し、昭和30年代が統計上のピークで、以後衰退の一途をたどっている。2002年における社会的養護の中で里親委託児童の割合は、約6%にとどまり、施設入所児童が94%を示している<sup>1)</sup>。このような経過を経て、里親制度創設から50年以上の月日が流れた2002年9月、わが国の里親制度は大幅に改正

された。この改正により、「里親」を4種類に分け、「要保護児童」を養育する従来までの一般的な里親を「養育里親」と規定した。

改正の背景には、近年の社会的養護を取り巻く実情の変化、それにとまなう家庭的養護の役割の見直しがある。従来までは、里親が養育する児童（以下「里子」）は、両親の死亡、行方不明などの事情を抱えた要保護児童であり、里親は親代わりの役割を担っていた。しかし、近年は施設入所児童のうち半数以上が、児童虐待による有害な影響を受け、複雑な事情の下、困難なケースが増加し<sup>2)</sup>、施設が満杯の状態になっている。また、施設での集団ケアだけでなく、個別の家庭的ケアを重視する傾向にあり、この改正により里親制度の拡充を目指すと同時に、里親が私的に児童

\*さかい りみ（京都府立大学大学院福祉社会学研究科博士前期課程2004年度修了生）

を預かって養育するのではなく、社会的養護を担う専門家<sup>3)</sup>としての役割を果たせる資質・能力を求め、その支援体制を強化した。

しかし日本の現状は、「養育里親」として認定されても、その者が「養育里親」としての適性を備えているとは残念ながら言えない。年齢や資産・家屋条件を満たせば、簡単な周辺調査によって、ほとんどの申請者が「養育里親」として認定される。このような認定の現状について、2002年11月3日に発生した宇都宮里子傷害致死事件後に検討され、現状を疑問視する声が沸き起こりつつある<sup>4)</sup>。里親認定の基準を厳格にすることについては賛否両論があり、引き締めてしまうことにより、里親資源が少ない日本において、さらにそのなり手が少なくなるという懸念がある。その懸念を踏まえつつも、里親認定過程そのものを里親の専門性開拓という目的の下に、十分時間をかけ様々な方法を駆使して行わなければならないのではないかと感じる。その過程で、里子養育に弊害があると判断される要因が確認できた申請者に関しては、認定しない、認定を見送るという選択肢を取ることも今後は必要でなかるうか。もちろん、その理由を明確に申請者に伝え、再度申請する機会を保障し、支援すべきであろう。

そこで本稿では、日本における養育里親認定アセスメントの現状を分析し、その問題点を検討する。その際に分析枠のモデルとして、イギリスの里親認定アセスメントの実践を参考にする。それを踏まえ、現在「養育里親」に求められている適性を確保するための認定アセスメントのあり方を模索したい。なお、「アセスメント」という用語を用いるが、この言葉は「認定」されるまでの一連の過程を意味するものとする。つまり、認定までに行われる申請者に関する調査、面接、実習、研

修などを経て、里親としての適性を問い、社会的養護の資源として開発していく過程を意味している。

## 1. 里親認定・登録の手順と要件

里親に認定される一般的な手順を紹介する。①児童相談所に「相談」→②「申請書」提出→③児童相談所が里親として適格であるかを判断するために、「家庭調査」実施→④調査結果をまとめた調査書を児童福祉審議会に提出し、適格性を「審議」→⑤知事（市長）は「認定」の可否を決定、その後「登録」、という以上のような段階を踏まなくてはならない。

また、厚生労働省は「里親認定等に関する省令」（厚生労働省令第115号）において、養育里親としての要件を、以下にあげる5つと定めている。

- ①心身ともに健全であること<sup>5)</sup>。
- ②児童の養育についての理解及び熱意ならびに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ③経済的に困窮していないこと
- ④児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること
- ⑤児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

各認定要件を満たしているか、都道府県が独自に調査項目、調査書を作成し、申請者の情報収集を行っている。

## 2. 日本の養育里親認定アセスメントの現状

日本では、養育里親認定アセスメントに関する研究はほとんど皆無である。委託後の里親支援については、近年その必要性が認識され、省令等でも強化されようとしているが、養育里親認定の問題は、研究においても実践においてもほとんど論議がなされていない。津崎はこの現状について「現時点において、諸外国のような里親認定・調査を実施すれば、ほとんど新規里親認定・登録はなくなってしまうという危惧が暗黙の前提にあり、まともな里親認定実施への提言は審査を厳しくすることにつながるという意識の反映であろう」<sup>6)</sup>と述べている。

この問題は、里親制度を施設養護との二本柱と位置付け、近年の社会的養護の状況を鑑みて、その役割を求めるのであれば、避けて通れぬものであると筆者は考えている。そこで、日本における養育里親認定アセスメントの現状を垣間見るために、25自治体を対象に調査を実施した。

対象自治体は、「要養護児童の里親委託・施設入所の割合」<sup>7)</sup>で里親委託の割合が高い上位23位までと、さらに早い時期から里親専任ワーカーを設置し先駆的实践活動を熱心に取り組んできた2自治体とした。このように選定した25自治体の主に中央児童相談所へ質問紙を送付、里親担当責任者に回答を依頼、回答を集計して分析した。16自治体から回答があり、回収率64%となった。

### (1) 養育里親の認定率 (表1)

16自治体の過去3年間の認定率は、表1の

表1 16自治体における過去3年間の認定率

	70%未満	70~79%	80~89%	90~99%	100%
2001年	0	0	1	2	12
2002年	0	0	0	3	12
2003年	0	1	0	4	10

とおり、ほぼ100%に近く、70%を下回る自治体はなかった。なお、事前に児童相談所が申請者を里親として適格であるか検討し、審議会に書類を提出するか判断するため、申請者はほとんど認定されるとの回答が1自治体あった。

### (2) 認定の過程

#### (a) 家庭調査実施者について

家庭調査実施者数は、12自治体が2名、3自治体が3名以上で家庭訪問を行い、複数で調査し、情報を共有していることが伺える。

調査を行う職種は、児童相談所職員のみが10自治体、他機関と合同で行うのは6自治体ある。他機関で最も多いのは福祉事務所であり、他に里親経験者があげられていた。その一方で、「認定にワーカーは関わらない」との回答も寄せられている。

調査を行う職員への研修有無は、約7割が行っていないと答え、調査のためのマニュアル有無を尋ねたところ、「有る」は6自治体、「無い」は10自治体であった。

#### (b) 認定調査の方法 (表2)

家庭調査のための家庭訪問は、全ての自治体で行われているが、表2にあるとおり基本的には1~2時間の訪問を1回である。認定前に研修や実習を受講させ、里親制度を理解させると同時に、そのときの様子を里親の適性判断の参考にする、と答えたのは6自治体あり、必須ではなく希望制であると答えたのはそのうち2自治体である。研修内容としては、「家庭訪問の前に児童福祉施設において、

表2 認定調査方法の内訳

		回答数
家庭訪問	3回以上	1
	2回	0
	1回	15
1回の家庭訪問	2時間以上	1
	2時間	6
	1時間	9
家族全員と面接	する	8
	できるだけ	2
里父母希望者のみ面接		6
研修・実習を活用した観察		6
知人の意見、推薦書の提出		1
他機関による認定前調査を実施		3

家族全員が2日間程度実習」があげられていた。来年度から実施を検討しているという回答も見られ、認定前研修の意義が注目されつつあることが伺える。

さらに特徴的な認定段階を紹介すると、家庭訪問終了後に、所長面接を実施、家庭訪問に加えて面接を夫婦別に1回、夫婦一緒に1回の計3回実施、などがみられた。

なお、調査書については、全自治体が独自の所定様式を持っており、それに基づいて調査が行われていた。

### (3) 養育里親認定調査の項目

次に、調査項目についての回答と共に各自治体の調査書およびマニュアルを送付してもらい分析した。

#### (a) 里親申請者及びその家族に関すること

職業や経済的状況、住居の間取りといった申請者の基本情報や児童受託の動機、養育方針などは全ての自治体で調査されている。自治体間で違いがみられたのは、申請者に関する情報欄である。自治体により調査項目、項目の記載の仕方、また記載する分量などに違いが見られた。特に顕著なのは申請者の生育歴に関する情報であるが、「生育歴」という

欄だけの調査書もあれば、「両親について」「幼少期に受けた養育について」「学校生活をどのように送ってきたか」「幼少期を振り返ってどんな印象を持っているか」など、さらに具体的な項目を設定している調査書もある。他に例を取ると「家庭の雰囲気」について、さらに具体的に「家庭内の人間関係」「実子や同居人の里親への理解度」「夫婦関係の安定性」「実子の成長状態」などの項目が設けられていた。しかし、ほとんどの自治体は、詳細な項目を設けておらず、記載量からみても表面的な情報のみにとどまるであろうことが伺える。「過去の刑罰の有無」については、4自治体のみが、市町村などが発行する刑罰証明書の提出を義務付けている。

申請者の家族情報については、各家族員の「健康状態」「年齢」「職業」などの基本情報と「希望者の実子・同居人の理解」が主な調査内容である。

#### (b) 当該家庭に対する社会的信用度の聞き取り (表3)

住宅事情や周囲の幼稚園、学校といった教育環境、および公園の有無といった地域環境は全ての自治体で調査されている。「近隣との関係」については、「調査している」自治体が多いが、表3にあるように「当該家庭に対する社会的信用度の聞き取り」が第三者からほとんど行なわれていないことから、申請者自身からの情報のみで、地域での客観的な

表3 当該家庭に対する社会的信用度を聞き取りするか

	する	する場合あり
近隣		
友人		1
職場		
親族	1	1
周囲の機関 (保育園・学校)	1	
民生・児童委員	1	2
市町村役場	1	3

証拠は、ほとんど得られていないと考えられる。数少ないが実施している自治体のマニュアルには、「里親として認定するに相応しいか、家庭状況や人物像等を、民生児童委員、市町村役場、保健福祉事務所に確認する旨を申請者に伝える」ことを規定し、申請者に第三者から意見を聴取することを事前に断わり、実施していた。

(c) 認定調査の目的と役割 (表4と表5)

次に、認定調査がどのような目的と役割を果たすために行われているのかを読み取ってみたい。表4と表5より、認定調査は、「里親としての適格性の判断」が主な調査目的であり、情報の活用方法については、「児童福祉審議会の意見聴取の際の資料とする」は勿論のこと、「マッチングの資料」として、活用されていることも分かる。他方、認定後の里親のスキルアップに関する事項は、ほとんど選択されていない。

最後に、調査書の形式は自治体によって非常に異なっていることに注意を払いたい。例えば調査書の分量を例にとると、大体の自治体が1、2枚であるが、3枚～5枚にわたるところもある。また履歴書のように職業や収入といった事実のみを淡々と記入する形式のものもあれば、調査者が申請者と向き合っ、そこから得られた情報をスペースを割いて記入するもの、同じ項目であっても記入する量の違い、1つの項目に関してさらに詳細な項目分けなど様々である。このように同じ項目であっても、それが表面的な情報にとどまるのか、深い情報まで入りこんで調査するのか、ということは自治体によって非常に異なっている。

今回の調査は全60自治体のうち16自治体の実践のみを対象として分析しているが、里親制度が奮わないわが国において、積極的に取

表4 調査者の評価

	複数回答
里親としての適否に関する意見	12
当該家庭の長所・及び短所	7
今後、改善指導を要する点	3
改善指導の可能性	2

表5 認定アセスメントで把握した情報の活用方法

	複数回答
児童福祉審議会の意見聴取の際の資料とする	15
マッチング時の資料にする	15
委託後の支援計画をたてる際の参考にする	8
認定後にどのような研修を受講させるか参考にする	3

り組んでいる自治体のものであるため、これらの結果は全国レベルでは高い方に位置すると言えるであろう。そのような自治体から得られた結果であることを前提にし、養育里親に求められている現在のレベルから考えると、短時間の調査のみでほとんどの申請者が認定される認定アセスメントは、先発国と比べてかなり低い水準にあると言わざるをえない<sup>8)</sup>。例えば、イギリスに目を転じてみると、里親認定には厳しいアセスメントを通過することが条件となっており、認定前研修を受ける10～20%程度の希望者しか認定されないという<sup>9)</sup>。松本が「里親養護の評価は里親家庭の適性によって左右され、意義が全うされるには優秀な里親の選定が前提となる。少なくとも一定の基準にそう家庭であってこそ、里親家庭としての資格があるのである。」と述べているとおり、里親制度が効果的に機能するためには、委託後の支援を充実させるだけでは充分でなく、一定水準に達した養育里親の選定、開拓が必要になるのである。そこで、イギリスの認定アセスメントはどのようなものか、以下に垣間見てみよう。

### 3. イギリスの里親認定アセスメント<sup>12)</sup>

筆者はこれまで、諸外国で行われている認定アセスメント方法について、いくつかの先発国の実情を調べてみた。その結果、いくつかの国々の認定アセスメントが信頼性の高い枠組で、厳格な方法を用いて運営されている現状を垣間見ることができた。その中で、特に高水準の実践が行われていると評価できるイギリスのコンピテンシーアプローチの実践について検討してみたい。

イギリスには、1974年に里親やソーシャルワーカー（以下「SWr」）によって作られた、イギリス全体の里親サービスを促進、改善させることを目的としたFostering Networkという団体がある（発足当時はNational Foster Care Association）。いわゆる日本でいう里親会が発展した全国的な里親支援あるいは里親委託開発組織である。この団体は、里親養育の全ての側面における情報やアドバイス、トレーニングを提供し、コンピテンシーアプローチとは、この団体により開発された里親認定アセスメントの方法である<sup>13)</sup>。

「コンピテンシーアプローチ」とは、効果的な里親養育を行うのに、必要とされる技術や経験、言い換えれば「能力」に焦点を当てた、潜在的な里親の資質を判断および開拓する方法である。この方法は、政府や自治体が出している里親委託に関する「実践綱領 (Code of Practice)」などで推薦され、イギリスの里親認定アセスメントで、公私問わず広く活用されている。コンピテンシーアプローチでは、アセスメントの安定性、信用性を確立し、里親の適格性を審査する里親認定審

査会 (fostering panel) にレポートを提出するために、明確な基準を用いて、申請者に関する情報を幅広い資源や方法を通じて収集する。そこで重視されるのは、申請者が里親となったときに、子どもの安全、抑圧的でない実践、実践過程の透明性を確保できる能力を備えているかということである。

コンピテンシーアプローチは、4セクションからなる14の里親能力適正チェック指標大項目<sup>14)</sup>で構成されている。このように体系的に構築された項目指標を用いることで、認定に必要な枠組が明確にされ、マニュアルにはそれぞれの項目（能力）を調べるためのさらに具体的で詳細な調査項目が設けられ、それを証明する証拠の種類とその効果的な収集方法<sup>15)</sup>が規定されている。一連の過程は、マトリックスを用いて調査漏れが起きぬよう管理されながら進行するため、一定水準が確保され、認定アセスメントの客観性と信頼性を確立している。

以上のように、認定申請のための全過程を通じて応募者の適性を審査する基礎情報が作成され、里親認定審査会に提出されるが、提出される全ての書類は、申請者と話し合いながら担当のSWrが作成する。本人が希望すれば、審査会へ出席することも可能であり、認定されなかった場合、申請者には明確な理由とまた再度の挑戦が可能であることが説明される<sup>16)</sup>。

また全てのアセスメントの段階で、必ずフィードバックを行い、申請者にそれぞれの段階を振り返らせ、認定アセスメントの支援効果をあげている。さらに、認定時のアセスメントは、認定から3ヶ月後に実施される里親再審査に極めて重要なものであり、認定の段階から里親のスキルがどの程度向上しているか、今後どこに目標を設定するか、将来的に

どのような訓練が求められるかを見直し、確認している。申請者に対する情報の開示や収集された証拠に基づいて、最初に提示したアセスメント計画は定期的に見直され、効果的な認定アセスメントが継続されるような仕組みとなっている<sup>17)</sup>。

このように認定アセスメントの過程は、情報収集、適性判断を行う場であると同時に、里親として活動するための準備期間、教育過程としての役割も果たしている。認定アセスメント項目が申請者に里親像を理解させる枠組にもなり、十分に時間をかけ、多様な方法を駆使して、申請者に里親とは何か、ということ十分に考えさせ、自分が里親になったときのシミュレーションを徹底的に行い、自分のスキルや知識の全体像を自己覚知させている。すなわち認定後に里親として即戦力となるように申請者の里親としての資質を見定め、それを伸ばしていくアプローチも展開されている。

以上のような認定アセスメントが行われるには、非常に多くの時間や労力が費やされていることは、想像に難くない。Fostering Networkが行った2002年の調査では、1人の志願者を一人前の里親として認定するまでの募集・研修・認定にかかる社会的経費は、約11500ポンド（約230万円）かかることとされている<sup>18)</sup>。それだけ、認定までの段階が重視されていることがこの数値からも読み取れるであろう。津崎によれば、日本と違いイギリスでは、「未委託率」という概念が存在しないという<sup>19)</sup>。この一因として里子を委託する前段階で、認定アセスメントを多大な時間、実践的な方法を用いて行い、良質な里親資源の開拓を目指す姿勢があげられるのではなかろうか。

## 4. 養育里親認定アセスメントの役割と課題

近年の社会的養護において、養育里親に寄せられる期待は、里親制度の成熟度から考えるとひじょうに高い。養育里親が社会から求められる役割を担い、それに適う専門性を身につけていくためには、里親資源の開拓方法、マッチング方法、支援体制の整備と総合的な視点から里親制度を根本的に見直す必要があると感じる。その一貫として、筆者は認定アセスメントについて注目し、本稿において、その現状の一端を明らかにするために、以上のように調査を行い、かつイギリスのコンピテンシーアプローチの検討をおこなった。最後に、以上述べてきたことを踏まえて、認定アセスメントのあり方を問い、検討すべき課題を提示してみたい。

筆者は認定アセスメントの役割が、①申請者の情報収集およびその過程を通じての適性判断、②申請者の専門性の確保のために、里親としての質の開発・向上を目指す、③認定後の支援へとつなげる情報枠組の作成、であると考えている。特に、③に関し、里親への支援は、里親の個別性をより深く理解し、その家庭に応じた支援プランを組み立てていく必要がある。そのためには、認定アセスメントで入手した種々の情報が非常に大きな役割を担うことになるのである。そもそもソーシャルワーク（以下「SW」）における「アセスメント」は、支援過程のそれぞれの段階に密接に関わり、それらの段階を効果的に行うために必要不可欠な手続とされている。これは、養育里親認定アセスメントにもあてはまる要素である。すなわち認定後に里親へ提供され

る様々な支援の各段階に、認定アセスメントが密接に関わっていることで、支援の効果を高められるのである。

前述の調査から、認定アセスメント過程にかけられる平均的な方法と時間は、一部の自治体を除いて1～2回の面接と約1～2時間の家庭訪問1回のみであるという結果がでている。その一方で、「里親委託促進のあり方に関する研究委員会」は、現在の認定のあり方について「書類、面接のみでなく、一定期間の研修、考査のうえで適否を決める必要がある<sup>21)</sup>」と提言している。この提言やイギリスとの比較から、日本の養育里親認定アセスメントの方法は、資源的意味合いには踏み込まれたものではなく、方法が十分に洗練されていないことが分かる<sup>22)</sup>。里親養育の実践になるべく類似した状況を設定したり、申請者が他者（特に子ども）と関わる場面を観察することで得られる申請者の潜在能力を情報収集する方法を、今後、資源開拓の意味を含めて国・自治体レベルで検討する必要がある。

また、情報が申請者と調査者間でしか得られない方法であると、情報源が一元的であり、客観性が乏しくなる。個人情報保護が叫ばれる現在の日本では、情報収集することがますます難しくなりつつある。しかし、公的機関による身元証明や医学的チェック、複数のレフェリーから照会状の提出を求め、単一の機関による判断や調査だけでなく、より広範で客観的な情報を収集し、申請者の特性について多面的かつ、総合的な理解も深め、里親養育の安全性を証明しなくてはならないのではないだろうか。

最期に触れたいのは体系化された項目の設定である。調査項目や調査書についても、里親委託の鍵となる部分を網羅しているとは言

い難しく、申請者に関してごく表面的な情報しか得られていない現状が読み取れる。厚生労働省が定めた里親認定要件の5項目以外は具体的にその内容を規定するものがなく、定められた5項目も大雑把なものであり、それに基づいて各自治体の裁量で調査項目が設けられているため、それらの項目が自治体によって異なっている。筆者が行った補足調査<sup>23)</sup>によると、日本のSWrも、コンピテンシーアプローチの14項目に関する調査の必要性を抱いている。特に「虐待」に関する項目には関心が高いため、それを例にとると、日本は「児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること」とあるだけで、どのような方法を用い、証拠を収集できれば、この項目について証明できるかといった規定はない。日本の調査は簡略すぎて、必要な情報を収集するために体系的に調査できる枠組が設けられていない。今後、アセスメントの信頼性と客観性を確保できる項目の具体化<sup>24)</sup>・枠組が求められ、それが、里親となるために必要なスキルや自己開発能力を促進させるスキルを明確にすることになり、資源の質を高めることにつながるであろう。また調査項目を具体的に設定することで、里親として不適格と判定された申請者に対しても、その根拠や理由を明確に説明でき、アセスメントの透明性を確保できるのではないだろうか。

## おわりに

厚生労働省は、2009年度までに委託率を現在の7.4%から15%まで引き上げると発表している。虐待等で難しいケースが増加している現状で、委託率の上昇を目指すことは、実態とはそぐわない過剰な期待ともいえる。



我国では認定時に里親に関する基本情報を集めるのみで、認定アセスメントを里親資源の育成の好機と位置づける発想がない。その結果、申請者は、認定後の自己努力、受託後の試行錯誤の中で里親としての能力を自ら育成していくしかない。

また、申請者の適性判断や能力に関して、委託後にその養育状況を見ること以上に申請者の確実な証拠はなく、認定アセスメントに絶対的信頼をおくことはできない。しかし、それでも現状の水準のままの養育里親認定アセスメントを続け、「その里親が実際はどんな人なのか委託しなくては分からない」という綱渡りのような認定・委託実践を行なっていれば、再び宇都宮里子傷害致死事件のようなことが起こりかねない。養育里親認定アセスメントの内容、方法、実施体制を根本から見直す必要があると思われる。そのためには、認定アセスメントを行うワーカー資源の量、質の確保が欠かせない。

今回の研究で、日本では軽視されがちな認定アセスメントを適正な手順・方法を用いて行なうことが、里親制度を活性化させ有効に運営するために重要であるということを確認できた。またイギリスの実践と照らし合わせることで、我国の里親制度における不十分な体質の一側面を浮かび上がらせ、併せて、我国の養育里親認定アセスメントのあり方を問うことができた。しかしながら、16自治体のみの実態調査しかできず、質問紙への回答による情報だけでは、その自治体の施策・実務の全貌を明らかにすることが困難な部分も多々あった。さらに我国固有の実情に合った具体的なアセスメント項目の設定や方法については、実践を十分に踏まえた分析結果になっておらず、養育里親認定アセスメントの認定後活用方については、不十分な言及にとど

めざるをえなかった。今後は、本稿で明らかにできたことを実践の中で確認しながら、実務経験を積み、日本の実態に即したより具体的な養育里親認定アセスメントのあり方を考察・提言していくことを目標としたい。

<注>

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（第0905001号）平成14年9月5日『「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について』第1条。
- 2) 厚生労働省2004年7月『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』
- 3) 本稿において「里親養育の専門性」の定義であるが、社会的養護の里子を養育していく養育里親としてふさわしいレベルの養育技術、知識を身につけているという意味で用いることとする。養育里親は、施設養護と並んで社会的養護の中に位置づけられている資源であり、通常の子育てとは異なった技術や知識を要する。2002年10月の改正で「専門里親」が創設されたが、活用されている数はまだ少ない。
- 4) この事件は、里親が里子に身体的虐待を行い死亡させた事件である。事件の詳細については、津崎哲雄「わが国における里親制度の基本問題：宇都宮里子傷害致死事件に学ぶ」『福祉社会研究』第4・5号合併、京都府立大学福祉社会学部 福祉社会研究会、2005年を参照。
- 5) 「健全」の程度は、児童の養育に必要な健全さであり、傷害や疾病を有していても、児童の養育に差支えがなければ、この要件を満たす。
- 6) 津崎哲雄、前掲論文、2005年、p.11
- 7) 筆者修士論文「養育里親認定アセスメントの役割に関する一考察」、京都府立大学院福祉社会学研究科、博士前期課程2004年度、補遺4-1
- 8) ここでは紹介しきれなかったが、里親制度の意義を理解し、その意義をまっとうするため認定

- アセスメントを重視し、水準の高い枠組を設定、実施している自治体の存在していることも強調しておきたい
- 9) Fostering Network, 2004, "Fostering News" Children Now, 20-26 August Issue, Haymarket Publishing, p.13
- 10) 松本武子『里親制度～その実践と展望』相川書房、1977年、pp.13-15
- 11) Zurabinらの研究によれば、里親家庭における虐待の発生には、里親援助機関側の要因として、里親への事前研修、資格要件をкаろうじて達成するレベルの里親家庭への資格(再)認定の問題などがあげられている(小山修他「欧米における里親養育研究の動向—1990～1999」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第37集、子ども家庭総合研究所、2000年、p.91)。
- 12) 調査はいずれの機関でもソーシャルワーカー(以下、SW<sub>r</sub>)によって行われ、ソーシャルワーク(以下、SW)の技法を用いて、里親資源の開拓を行っている。イギリスでは、子どもの委託担当、里親支援担当、里親資源開拓担当と業務を分けて担当し、それぞれの係に専任のワーカーが複数配置され業務を行っている。
- 13) National Foster Care Association (Fostering Network) (2000) *Assessing Foster Carers : A Social Worker's Guide to competency assessments*
- 14) 里親能力適性チェック指標大項目は表6のとおりである。  
また、これらの大項目ごとに、さらに詳細な

里親能力適性チェック指標大項目 (表6)

<b>1 子ども(里子)を養育する能力</b>	
1-1	他人の子に健全な身体・情緒・性的発達および十分な教育達成を遂げさせる高水準な養育を提供する能力
1-2	里子の実家族や里子にとって大切な他の人々と協働できる能力
1-3	躰と虐待を区別する能力および体罰や不適切な関わりを行わずにそうした躰の範囲内で里子の行動を管理/規制する能力
1-4	子どもの正常な発達に関する知識をもち、里子の年齢や理解力に相応しい仕方で里子の言うことに耳を傾け、意思疎通を行う能力
<b>2 安全かつ安心できる生活環境を提供する能力</b>	
2-1	危害・虐待の起こらぬ安全で安心できる家庭環境で里子が養育される体制を確保する能力
2-2	里子自身が危害・虐待から身を守り、安全が脅かされる場合は自ら助けを求める方法を知っているよう支援する能力
<b>3 チームの一員として協働する能力</b>	
3-1	他の専門職と協働し、地方自治体社会福祉(ソーシャルワーク)部の里子委託計画に貢献する能力
3-2	効果的に意思疎通を行う能力
3-3	知りえた情報の守秘義務を遂行する能力
3-4	社会における個人や集団の平等・多様性・権利を促進する能力
<b>4 里親自身の職能開発能力</b>	
4-1	個人としての体験が自分自身や家族にどのような影響を与えてきているか、里子を委託されることが家族全員にどのような影響を与えるか認識する能力
4-2	支援を提供してくれる人々や結びつき(連携)を共同体内でもつ能力
4-3	里子を養育する技能を高めるため様々な研修の機会を活用する能力
4-4	ストレス状況にさらされても(里子と)積極的な人間関係を保ち続け、里親として有効に機能し続ける能力
National Foster Care Association (Fostering Network) (2000), <i>Assessing Foster Carers : A Social Worker's Guide to competency assessments</i> , pp.19-28、(訳)津崎哲雄	

能力項目が設定されている。例えば、1-1の能力には、①子どもは実家族から分離されたまたは喪失したことについて非常に強い感情を抱いており、解決するまで時間も忍耐も要する複雑なニーズが子どもの中に形成されることを理解しているか、②子どもの年齢や性別、文化、機能レベルに応じた、適切な個人的なケアを提供できるか、③子どもにとって快適な環境を維持することができるか、④適切な様々なアプローチを行うことができるか、⑤子ども達が肯定的なアイデンティを持って発達できるよう手伝うことができるか子ども達の社会的な発達や教育的な達成を促すことができるか、などがあげ

られている。

- 15) 具体的な方法とは、面接・家庭訪問・応募者家庭内研修・申請準備研修・参考人調書（レファレンス）・グループ研修などがあげられている。
- 16) 以下の表7に、これまで述べてきたコンピテンシーアプローチについて、さらに理解を深めるためにマニュアルに記載されていた具体例を紹介する。
- 17) National Foster Care Association (Fostering Network) (2000)、前掲書、p.14
- 18) Barratt,S.,2002, “Fostering care: the child, the family and the professional system” Journal of Social Work Practice 16-2,p.25.

コンピテンシーアプローチのアセスメント過程の例 (表7)

日 時	申請者との面接	研修・準備グループ*1	親族との面接	知人との面接
7月15日	夫妻 (事務所)			
29日	申請者に以下の資料を提供する ・アセスメントに関する申請者のガイド ・不服申し立ての手続き ・里親養育の報酬・意見を述べる同等の機会 ・組織の構造・里親、家族託置ワーカー、子どものSWrのそれぞれの役割と責任			
10月1日	アセスメント開始	夫婦 (自宅)		
6日		夫婦「なぜ子ども達は養育される必要があるのか」		
8日		夫婦「共に働くということ」		
15日		夫婦「子どもの発達」		
20日		夫婦「里親養育とあなたの家族」		
22日		「安全なケアとは」		
30日		「分離と喪失」		
11月10日				近所の知人
12日	妻 (自宅)			
15日	夫 (自宅)		息子	
17日		観察記録*2 夫婦が孫と一緒に過ごしているところをSWrが観察する。 SWrが記録し、その記録を申請者にもチェックさせる。	娘	
28日	夫妻 (自宅)			
12月1日				友人
12日	夫妻 (自宅)			

\*1 「準備グループ」には2つの目的がある。1つ目は、申請者が里親に必要な知識やスキルを獲得するために、実践的な方法を用いて行われる。2つ目は、担当のSWrが研修の様子から申請者を評価できることである。例えば、自分が学び経験したことを、理解、分析し、自分の行動や態度に貢献させることができるか、グループ内での他者との人間関係の持ち方、コミュニケーションスキルなどが把握される。

\*2 申請者が実際に子どもと接しているところを、SWrが観察し、自然体で接しているか、準備グループや家庭訪問時の様子と見比べながら、その能力を把握する。この方法は、面接等では発見することが困難な申請者の本質部分（申請者の行動パターン、備えているスキル）を具体化させ、有益で明確な情報を与えてくれる。

<提出書類>

①チェック機関による証明書			
1) 申請者は以下にあげる機関の身元証明を受ける			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 (police check) *3</li> <li>・登録と監査機関</li> <li>・健康と安全性 (住宅やケアを行う環境での安全性が確保されているか)</li> <li>・個人に関する参考書類</li> <li>・保健訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体*4</li> <li>・コンサルタンシー・サービス</li> <li>・雇用に関する参考書類</li> <li>・医療機関 (medical check) *6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元のNSPCC</li> <li>・学校からのレファレンス</li> <li>・社会福祉事業登録機関*7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察機関</li> <li>・インデックス*5</li> </ul>
2) 申請者以外の同居している人物は、以下にあげる身元証明を受ける			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・コンサルタンシー・サービス・インデックス</li> </ul>			
②付属書類 (調査結果): SWが提出するアセスメントレポートに添えられる証拠書類			
1) レポート			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・SWrによる夫妻に実習中の様子を記録した書類</li> <li>・妻に関する推薦書 (職場の上司より)</li> <li>・夫妻が里子を迎えることを想定し、里子宛に書いた自分たちの紹介手紙</li> <li>・実子がSWrに宛てて書いた夫妻に関する手紙</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫に関する推薦書 (地元の野球チームメイトより)</li> <li>・エコ・マップ</li> </ul>	
2) 形式書類: 提出が義務付けられている形式書類			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫妻を推薦する知人へのインタビュー記録</li> <li>・レフェリー*8からのレファレンス・1と2</li> <li>・夫の雇用者からの推薦書</li> <li>・夫のプロフィール (本人直筆)</li> <li>・履歴書</li> <li>・準備グループに参加してのフィードバック</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・妻の雇用者からの推薦書</li> <li>・妻のプロフィール (本人直筆)</li> <li>・アセスメントのフィードバック</li> <li>・準備グループでの実習内容</li> </ul>	
③コンピテンシーに関するレポート			
<p>14のコンピテンシーそれぞれの項目についての調査レポート。コンピテンシーを備えている根拠や改善点などが記されている。アセスメントの過程を通して、SWrが14のコンピテンシーについて各項目ごとにチェックを入れていく。最終的に認定審査会はこのことを議論し、×項目が多ければ、認定を見送るべきではないかといったことを勧告する。</p>			
④申請者に関する要約と推薦			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の家族に関する要約</li> <li>・ストレングスの要約 (コンピテンシーへの適正、経験、技術と質、安全なケアを行える証拠)</li> <li>・トレーニング、能力開発、サポートの必要性に関する要約</li> <li>・マッチング時の配慮点</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認識された問題点の要約</li> <li>・SWrによる推薦書</li> </ul>	
⑤申請者からのコメント			

- \*3 犯罪歴の有無。特に、性的な犯罪、子どもに対する犯罪が過去に起きていないか。
- \*4 社会福祉サービス利用の記録。申請者が児童虐待などで、社会福祉サービスを利用したことがなかったか。
- \*5 政府が設置しているチェック機関であり、子どもを傷つけるかもしれない疑いのある人物をわり出すことができる。
- \*6 メンタル面と身体面から行われ、特にメンタル面ではストレスへの忍耐力やうつ病、子どもの安全なケアを行う能力に影響与える状態にあるかチェックする。これらの多くは家族構成員も同様のチェックを受けることが義務付けられている。
- \*7 以前に他の機関で里親養育や養子縁組を却下、不調とされたことはないか。イギリスには、社会福祉分野に多くの民間団体が参入しており、里親委託機関も例外ではない。そこでそういった民間団体を統括し、情報を一括管理している機関が、「Registration and Inspection unit」である。
- \*8 申請者は自分の近隣範囲内で、長期間に亘る彼らの生活史に関する客観的な情報を入手するために、レフェリーを2名選出しなくてはならない。申請者にとって有利な情報を提供するであろうと判断される友人や親族は、レフェリーにはなれない。申請者はその人物をレフェリーとして指名した理由説明を求められ、挙げるのが困難である場合、外部からの介入を避け、孤立化した可能性のある家族、虐待家族の特徴を持つ危険信号を有していると理解される。

出典: National Foster Care Association (Fostering Network) (2000)、*Assessing Foster Carers: A Social Worker's Guide to competency assessments*, pp.115-170を参考に筆者が作成。

- 19) 湯沢雅彦編『里親制度の国際比較研究』ミネルヴァ書房、2004年、pp.332-341
- 20) 全国里親会・里親委託促進のあり方に関する研究委員会『資料で見る新しい里親制度』2003年、p.115でも提言されている。
- 21) 全国里親会・里親委託促進のあり方に関する研究委員会、前掲書、2003年、p.121
- 22) ニュージーランドでは、「(里親認定アセスメントは) 申請者個人の特性を、明確な全体像をもって把握することが必要である。この全体像は、  
たいていたった1回の家庭訪問では十分に描くことはできない。1回以上のディスカッションや申請者を直接観察する機会も持つことが求められる。」と言われている。National Office Department of Child, Youth and Family Services, New Zealand (2004)、Care and Protection Handbook
- 23) 筆者前掲論文、2004年、補遺12
- 24) 前掲委員会は、里親認定要件の具体化の必要性を述べている。前掲書、pp.120-121